

永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和6年3月21日

福井県吉田郡永平寺町長 河 合 永 充

永平寺町条例第9号

永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例

永平寺町火災予防条例(平成18年永平寺町条例第152号)の一部を次のように改正する。

第39条第1項第2号中「主要構造部」を「特定主要構造部(建築基準法第2条第9号の2イに規定する特定主要構造部をいう。以下同じ。)」に、「建築基準法第2条第9号の3イ」を「同条第9号の3イ」に改める。

第40条第1項中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

第42条第1項第2号中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改め、同項第3号中「述べ」を「延べ」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。